

令和 6 年度
福所江二級水系流域治水協議会

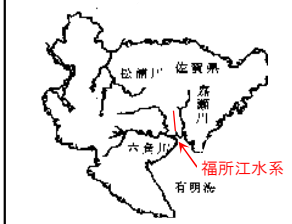
5 流域治水プロジェクトについて

福所江 二級水系流域治水プロジェクト【位置図】（案）

～低平地を洪水や高潮から守る流域治水対策の推進～

○ 昭和28年の梅雨前線豪雨や、令和元年佐賀豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河道掘削、雨水ポンプ等の整備に加えて、当該地域特性に応じたクリークの事前排水等による雨水貯留機能の向上、防災情報伝達手段の強化による早期避難体制の構築など、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進する。

位置図



佐賀市

- ・排水機場の運転管理
- ・準用河川の護岸補修・整備

- ・情報伝達手段の多重化
- ・出前講座等によりハザードマップや水害リスクに対する理解促進

- ・災害ハザードエリアの開発抑制
- ・立地適正化計画の推進

小城市

- ・立地適正化計画の推進

事前放流後

貯水ポケット

◆本来の役割

- 農業用水の貯水・排水機能

クリークの機能

- 洪水の一時貯水
- 農業用水の貯水・排水

◆治水対策での役割

- 洪水の一時貯水機能

貯留施設



■被害対象を減少させるための対策

- ・一定規模以上の開発行為には貯留等を義務付け
- ・立地適正化計画の推進
- ・災害ハザードエリアの開発抑制
- ・不動産取引時の水害リスク情報提供 等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。



■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道拡幅、河道掘削、護岸整備、橋梁改築、排水機場・水門点検更新 等
- ・クリーク等の農業水利施設の整備及び有効活用
- ・水田の貯留機能向上（田んぼダムの普及・啓発）
- ・排水ポンプ車の運用（佐賀県、佐賀市）
- ・河川管理施設等の機能向上（遠隔操作化、耐水化等）
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

（河道掘削 等）

福所江、芦新川、梨の木川 等

（護岸整備）

奉賀川、西新地川、西田川

ハザードマップ



総合防災訓練



■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・早期避難の推進と防災情報伝達手段の強化
- ・防災意識の向上に向けた、関係機関と連携した防災教育の推進
- ・防災ハザードマップの作成
- ・簡易水位計、監視カメラの拡充
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と訓練の実効性確保
- ・報道機関と連携した情報発信の強化
- ・水害リスク情報の拡充 等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

出典：国土地理院 数値地図（国土基本情報）

福所江 二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～低平地を洪水や高潮から守る流域治水対策の推進～

福所江では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、市町、関係機関等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】浸水被害軽減のため、河道掘削等の整備を実施する。また、水害リスク空白地帯の解消を図り、避難体制を強化する。

【中期】内水被害軽減のため、排水機場の点検更新・耐水化を実施する。また、河川監視カメラ等を拡充し、避難体制を強化する。

【中長期】河川等の流下能力不足解消のため、河道狭窄部の解消を実施する。

併せて、ため池・クリーク等の農業水利施設の有効活用等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、一定規模以上の開発行為に対する貯留施設設置等の義務付け等の「被害対象を減少させるための対策」、避難訓練や、ハザードマップの作成等の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施する。

区 分	対策内容	実施主体	工 程		
			短 期	中 期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、河道拡幅、護岸整備、橋梁改築、排水機場点検更新、耐水化 等	佐賀市、小城市、佐賀県	河道掘削 等	・河川等改修、維持管理（追加）	
	クリーク等の農業水利施設の整備及び有効活用	佐賀市、小城市、佐賀県			
	水田の貯留機能向上（田んぼダムの普及・啓発）	佐賀県、小城市			
	排水ポンプ車の運用	佐賀県、佐賀市			
	河川管理施設等の機能向上（遠隔操作化、耐水化等）	佐賀県			
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画の推進	佐賀市、小城市、（佐賀県）			
	災害ハザードエリアの開発抑制	佐賀市、佐賀県			
	不動産取引時の水害リスク情報提供	佐賀市、小城市			
	一定規模以上の開発行為には貯留等を義務付け	佐賀市、佐賀県		10,000m2以上の開発行為には貯留等を義務付け	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難体制等の強化	佐賀市、小城市、佐賀地方気象台、佐賀県	・水害リスク情報の空白地帯の解消 ・早期避難の推進と防災情報伝達手段の強化 ・防災意識の向上に向けた、関係機関と連携した防災教育の推進 ・ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ・報道機関と連携した情報発信の強化・水害リスク情報の拡充 等 ・簡易水位計、監視カメラの拡充 ・官民連携による体制の強化 ・災害協定の締結 ・社会福祉協議会などのボランティア団体との連携 ・防災訓練や防災リーダー育成への協力 ・防災ワークショップの実施 ・佐賀県学校安全総合支援事業に参画など		

※スケジュールは今後の事業進捗によって、変更となる場合があります。

福所江水系における対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

福所江水系 二級水系流域プロジェクト【佐賀県の取組】
～有明海にそそぐ多様な特徴を有する河川の流域における流域治水対策の推進～

■河床掘削、引堤、築堤等【佐賀県の事例】

【佐賀県】

○福所江の河道拡幅を実施



福所江（河道拡幅に伴う橋梁架け替え）

区 分	対策内容	実施主体	工 程		
			短 期	中 期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ対策	河床掘削、引堤、築堤等	佐賀県			

佐賀・白石平野の“クリーク”を浸水対策に活用します

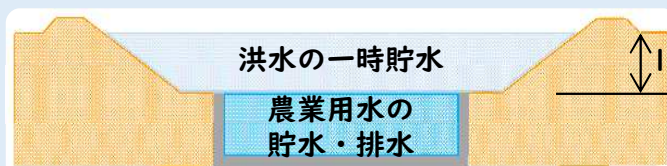
佐賀・白石平野の農業用のクリーク延長は約1,600km

◆本来の役割



農業用水の
貯水・排水機能

クリークの機能



◆治水対策での役割

洪水の
一時貯水機能



○佐賀市、神崎市及び白石町等では、大雨前に事前放流する取組が実施されています。



佐賀・白石平野で、田んぼから1m水位を下げると、**貯水ポケット約1,600万 m^3** が確保される

北山ダム(2,200万 m^3)の7割相当となり、大規模なダムに匹敵する！

佐賀市、神崎市及び白石町等の取組を、**佐賀平野全域に展開します**

農山村課

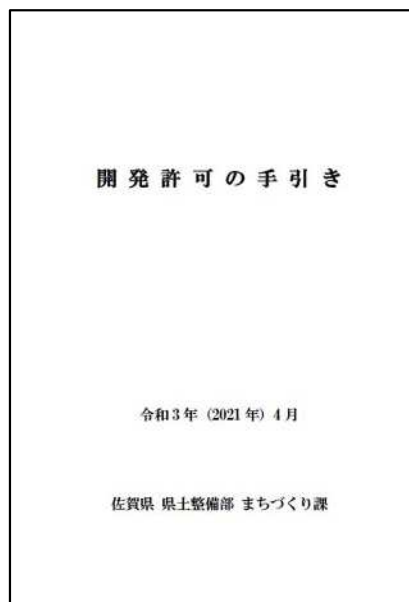
福所江水系における対策内容

被害対象を減少させるための対策

■一定規模以上の開発行為への貯留義務付け【佐賀県の実施】

【佐賀県】

- 平成13年5月から、都市計画法の改正により、都市計画区域以外の一定の開発行為（面積1ha以上）についても開発許可が必要。
- 開発面積が1ha以上の開発行為については、原則として一時、雨水を貯留する調整池を設置することを義務付け。
- 「開発許可の手引き」を策定し、開発行為者に指導。



貯留施設設置状況



調整池

区 分	対策内容	実施主体	工 程		
			短 期	中 期	中長期
被害対象を減少させるための対策	一定規模以上の開発行為には貯留等を義務付け	佐賀県、佐賀市			

福所江水系における対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

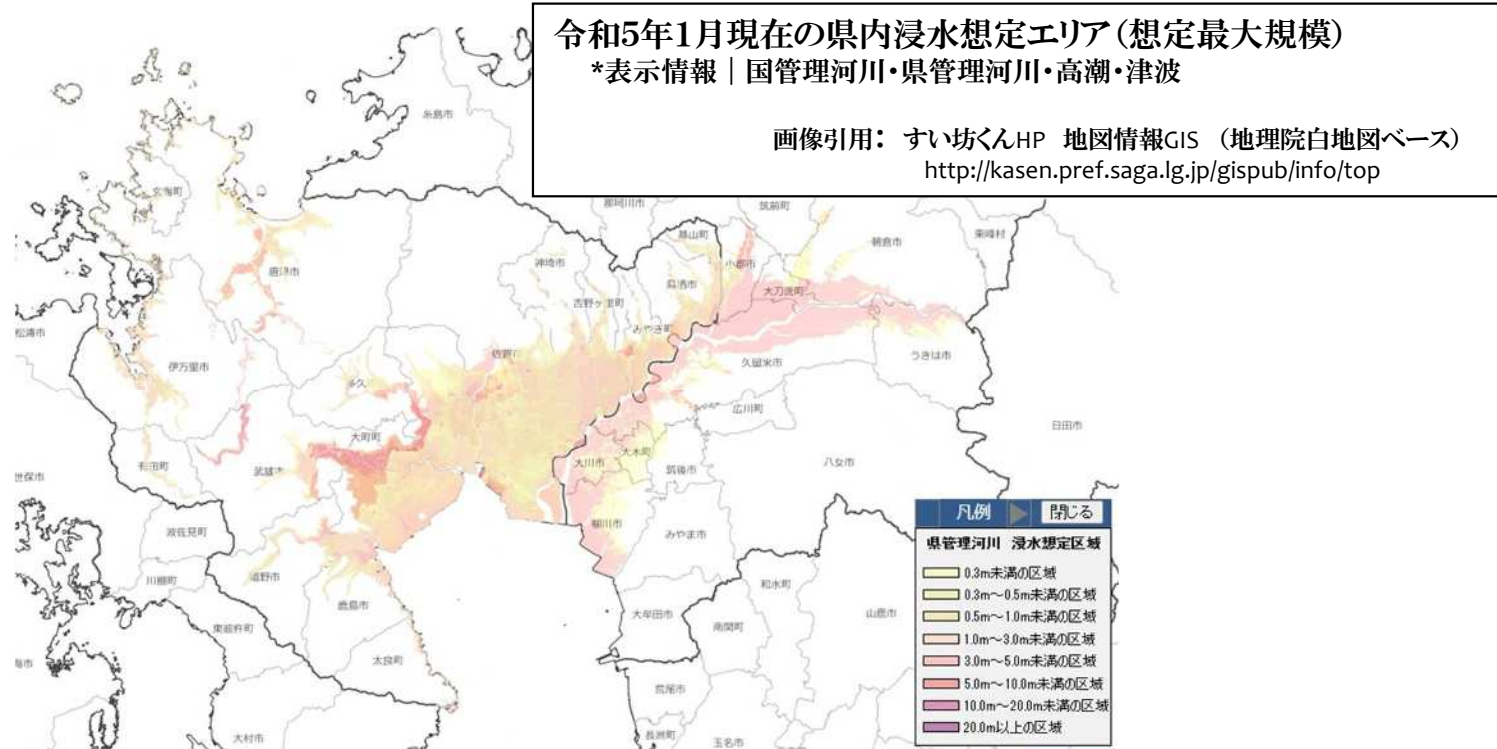
令和4年度から開始した半日程度前からの呼びかけを、**令和6年5月下旬からは府県単位で実施。**



国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

①水防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進するための取組 【住民等への防災情報の周知】

■水害リスク情報空白域の解消に向けた中小河川洪水浸水想定区域図の作成【佐賀県】



令和3年7月の水防法改正

住家等の防護対象がある(山付き護岸でない等)県内ほぼすべての河川

→ **浸水想定区域図 及び ハザードマップの作成** が必要

(作成の目途 : 浸水想定区域図... 令和7年度まで ハザードマップ... 令和8年度まで)

■今後の対応

ハザードマップの作成に向けて市町との調整を図る

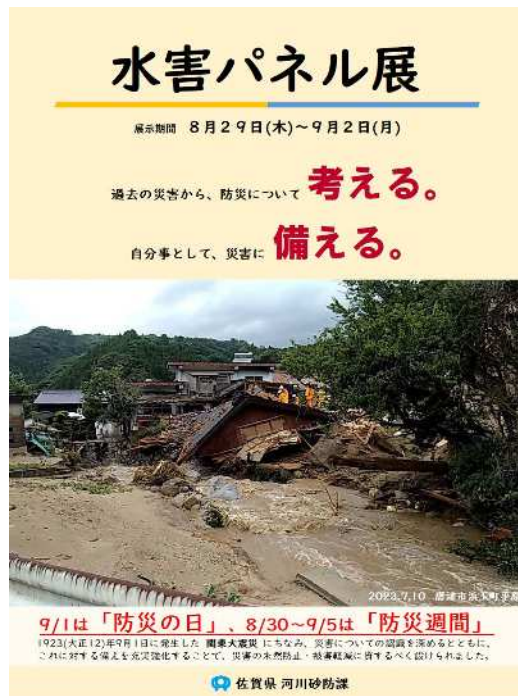
福所江水系 二級水系流域プロジェクト【佐賀県の取組】

～有明海にそそぐ多様な特徴を有する河川の流域における流域治水対策の推進～

①水防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進するための取組 【防災意識の啓発】

■あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実【佐賀県】

- 8月29日～9月2日の間、防災週間にあわせて佐賀県で発生した著名な洪水のパネル展示を実施。



■成果

- 防災週間で令和5年7月豪雨による被災状況なども含めたパネル展を実施したことで、広く県民に防災意識の啓発が図られた。

■今後の予定

- 継続実施。
- 防災週間以外では、各種団体が開催する防災展などへパネルを貸し出し、防災に関する啓発に寄与していきたい。

■水害の記憶の伝承【佐賀県危機管理防災課】

◆『伝えよう 佐賀の災害歴史遺産』

- 県内には、過去の災害対策等を現代に伝える「災害歴史遺産」が建造物や石碑、行事等様々な形で残っているが、その存在が知れ渡っているとは言えない状況にある。
- 県では、災害歴史遺産の由来等を紐解き、そこから得られた教訓を伝えていくことにより、地域の防災力向上に資するとともに、今後も災害歴史遺産を守っていくという意識の高揚を図るため、『伝えよう佐賀の災害歴史遺産』を作成し、県内の小学5年生を対象に、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校へ配布を行っている。
- 今年度（令和6年度）も同様に、約 9,000部を配布済

